

就学援助の拡充について

1 趣旨

経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に支給する就学援助について、支給時期の見直しや費目の拡大を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施とともに子どもの貧困対策を一層推進する。

2 内容

(1) 就学援助費の事前支給

ア 小学校新入学用品費（平成 30 年度入学者から適用）

支給時期について、小学校入学後から入学前に変更する。

- ・支給時期：就学前年度の 3 月
- ・支給額（年額）：40,600 円（従来と変更なし）

イ 中学校修学旅行費（平成 30 年度の中学 2 年生から適用）

支給時期について、3 年生の修学旅行実施後から、実施前に変更する。

また、支給額について、実費支給から定額支給に変更する。

- ・支給時期：中学 2 年生の年度の 3 月
- ・支給額（年額）：65,000 円

(2) 支給費目の拡大

ア PTA 会費（平成 30 年度から適用）

PTA に加入している小中学生に対して支給する。

- ・支給時期：毎年 7 月
- ・支給額（年額）：小学校 3,380 円
中学校 4,190 円

イ クラブ活動費（平成 30 年度から適用）

部活動に所属している中学生に対して支給する。

- ・支給時期：毎年 7 月、12 月、3 月
- ・支給額（年額）：12,000～1,000 円

* 既存の学用品費と合わせて「学習支援費」として支給

3 その他

(1) 小学校新入学用品費の事前支給については、平成 30 年 2 月 9 日まで申請受付中

（案内文を 29 年 10 月の就学時健診の通知に同封及び区報 10/25 号、1/25 号で周知）

(2) 小学校新入学用品費以外の内容については、4 月に区立小中学校の全保護者に案内を配付予定